

# 岐阜県公衆浴場法施行条例第2条第1項のただし書及び岐阜県公衆浴場法施行細則第7条の規定の適用等を定める要綱について

平成8年3月27日 生衛第687号  
各保健所長宛 衛生環境部長通知

## 岐阜県公衆浴場法施行条例第2条第1項のただし書及び 岐阜県公衆浴場法施行細則第7条の規定の適用等を定める要綱

第1 この要綱は、岐阜県公衆浴場法施行条例（昭和24年岐阜県条例第14号。以下「条例」という。）第2条第1項のただし書及び岐阜県公衆浴場法施行細則（平成6年岐阜県規則第18号。以下「細則」という。）第7条の規定の適用等について定める。

第2 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される入浴施設を「一般公衆浴場」（平成6年11月2日付け生衛第411号衛生環境部長通知で定める要件に適合するものに限る。）といい、一般公衆浴場以外の公衆浴場を「その他の公衆浴場」という。

第3 その他の公衆浴場については、条例第2条の距離制限に関する規定は適用しない。

第4 その他の公衆浴場を、次のとおり分類する。

- 1 「保養施設浴場」とは、温湯、蒸気及び熱気等を使用し、公衆を入浴させるものであって、福祉、保養又は休養のための施設を有するものをいう。
- 2 「スポーツ施設等付帯浴場」とは、温湯、蒸気及び熱気等を使用し、スポーツ施設、健康増進施設、整形美容施設等に付帯して公衆を入浴させるもの及びクアハウスをいう。
- 3 「福利厚生浴場」とは、温湯、蒸気及び熱気等を使用し、公衆を入浴させるものであって、工場、事業所等がその従業員の福利厚生のために設置するものをいう。
- 4 「サウナ浴場」とは、蒸気、熱気等を使用し、公衆を入浴させることを主たる目的とするものをいう。
- 5 「スーパー銭湯」とは、温湯、蒸気及び熱気等を使用し、公衆を入浴させるものであって、一般公衆浴場に類似する構造設備を備えるものをいう。
- 6 「家族風呂」とは、温湯、蒸気及び熱気等を使用し、個室を設け家族単位で利用させるものをいう。
- 7 「露天風呂」とは、温泉水等を使用し、公衆を入浴させるものであって、浴室の屋根又は壁の全部若しくは一部がなく、他の浴室がないものをいう。
- 8 「個室付特殊浴場」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に規定するものをいう。
- 9 上記1から8までに分類することが困難なもの。

第5 細則第6条に定める構造設備の基準は全ての形態の公衆浴場に適用されるものであるが、細則第7条の規定により、当該基準によらないことができる事項等は、次のとおりとする。

なお、「同時利用人員」とは、脱衣室、洗い場又は浴槽を同時に利用することが想定される人員をいう。

- 1 灰置場を設ける必要のない施設にあっては、細則第6条第11号は適用しない。
- 2 保養施設浴場について、次の事項とする。

施設内の他の場所に入浴者の衣類その他携帯品を安全に保管できる設備がある場合には、細則第6条第4号ロの規定中の「安全」に保管できる設備を適用しないが、入浴者の衣類等を保管できる設備を設けること。

- 3 スポーツ施設等付帯浴場について、次の事項とする。

- (1) 水着等を常時着用して利用する場所は、細則第6条第1号の規定を適用しない。
- (2) 施設内の他の場所に入浴者の衣類その他携帯品を安全に保管できる設備がある場合には、細則第6条第4号ロの規定中の「安全」に保管できる設備を適用しないが、入浴者の衣類等を保管できる設備を設けること。
- (3) 細則第6条第4号イに規定する脱衣室の床面積については、利用形態等から明らかに13.5平方メートル以上を要しないと考えられる場合は、同時利用人員1人当たり0.8平方メートル以上とすること。
- (4) 洗い場を設ける場合は、細則第6条第6号に定めるほか、床面積を同時利用人員1人当たり1.1平方メートル以上とすること。

ただし、洗い場を設けない場合にあっては、これらを適用しない。

- (5) 細則第6条第7号イに規定する浴槽内面積については、利用形態等から明らかに3.5平方メートル以上を要しないと考えられる場合は、同時利用人員1人当たり0.3平方メートル以上とし、寝て使用する浴槽の当該面積については、同時利用人員1人当たり0.7平方メートル以上とすること。
- (6) (4)又は(5)の事項を適用する公衆浴場は、細則7条第5号イの浴室の床面積の規定は適用しない。
- (7) 公衆浴場の構造設備等から判断して、サウナ浴場、家族風呂及び露天風呂に該当する場合は、それぞれ下記4、5又は6の当該公衆浴場の事項を準用する。

- 4 サウナ浴場について、次の事項とする。

- (1) 水着等を常時着用して利用する場所は、細則第6条第1号の規定を適用しない。
- (2) 細則第6条第4号イに規定する脱衣室の床面積については、利用形態等から明らかに13.5平方メートル以上を要しないと考えられる場合は、同時利用人員1人当たり0.8平方メートル以上とすること。
- (3) 細則第6条第5号イの浴室の床面積の規定は適用しない。
- (4) 洗い場を設ける場合は、細則第6条第6号に定めるほか、床面積を同時利用人員1人当たり1.1平方メートル以上とすること。

ただし、洗い場を設けない場合にあっては、これらを適用しない。

- (5) 浴槽を設ける場合は、細則第6条第7号イに規定する浴槽内面積については、同時

利用人員 1 人当たり 0.3 平方メートル以上とし、寝て使用する浴槽の当該面積については、同時利用人員 1 人当たり 0.7 平方メートル以上とすること。

ただし、浴槽を設けない場合にあつては、細則第 6 条第 7 号の浴槽の規定は適用しない。

- (6) 洗い場及び浴槽を設けない場合にあつては、効果的に洗浄できる構造のシャワーを入浴者数に応じて設けること。
- (7) テントサウナ（骨組みや布地等を用いたテント若しくはそれに類似する構造のもので、その内部を蒸気、熱気等で温めるもの）にあつては、細則第 6 条第 1 2 号ニのサウナ室の床面の規定のうち、排水が容易に行える構造とすることを要しない。

#### 5 家族風呂及び個室付特殊浴場について、次の事項とする。

- (1) 細則第 6 条第 1 号の規定のうち、脱衣室及び浴室の男女別の区画を設けることを要しない。

ただし、個室付特殊浴場にあつては、個室浴室の出入り口の扉には、適当な位置に内部を見通すことができる窓を設けること。

- (2) 細則第 6 条第 4 号イに規定する脱衣室の床面積については、同時利用人員 1 人当たり 0.8 平方メートル以上とすること。
- (3) 家族風呂にあつては、脱衣室の出入口の扉に内部から鍵等のかかる場合は、細則第 7 条第 4 号ロを適用しないが、入浴者の衣類等を保管できる設備を設けること。
- (4) 細則第 6 条第 5 号イの浴室の床面積の規定は適用しない。
- (5) 洗い場は、細則第 6 条第 6 号に定めるほか、床面積は同時利用人員 1 人当たり 1.1 平方メートル以上とすること。
- (6) 細則第 6 条第 7 号イに規定する浴槽内面積については、同時利用人員 1 人当たり 0.3 平方メートル以上とし、寝て使用する浴槽の当該面積については、同時利用人員 1 人当たり 0.7 平方メートル以上とすること。

#### 6 露天風呂について、次の事項とする。

- (1) 水着等を常時着用して利用する場所は、細則第 6 条第 1 号の規定を適用しない。
- (2) 細則第 6 条第 4 号イに規定する脱衣室の床面積については、利用形態等から明らかに 13.5 平方メートル以上を要しないと考えられる場合は、同時利用人員 1 人当たり 0.8 平方メートル以上とすること。
- (3) 細則第 6 条第 5 号の浴室の床面積の規定は適用しない。
- (4) 洗い場を設ける場合は、細則第 6 条第 6 号に定めるほか、床面積を同時利用人員 1 人当たり 1.1 平方メートル以上とすること。

ただし、洗い場を設けない場合にあつては、これらを適用しない。

- (5) 細則第 6 条第 8 号に規定する飲用水供給設備については、設置場所の地形上設けることが困難な場合は、適用しない。

#### 附則

- 1 この内規は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 8 年 3 月 31 日以前に存する公衆浴場は、なお、従前の例による。

附則

この内規は、平成13年1月24日から適用する。

附則

- 1 この内規は、平成28年2月12日から適用する。
- 2 平成28年2月12日以前に存する公衆浴場は、なお、従前の例による。

附則

この要綱は、令和4年8月29日から適用する。